

「東日本大震災」への 大学生協の 活動について

中間報告



つながる元気、ときめきキャンパス。



全国大学生生活協同組合連合会
全国大学生協共済生活協同組合連合会

各大学学長・副学長 殿
(大学関係者の皆様へ)

東日本大震災への大学生協および 大学生協共済連の活動について (中間報告)



全国大学生協共済生活協同組合連合会
会長理事 濱田 康行
(札幌国際大学学長・北海道大学名誉教授)

今回の大震災は、大学生・短大生・大学院生およびその家族に大きな被害をもたらしました。大学生協は1981年以来、共済事業を行っております。こういう大災害の折こそ真価が問われると職員一同自覚し、被災者からの申請を待つのではなく、積極的に状況を把握し事態を発見して共済金を“支払う”ことを心掛けて活動しております。その結果、現在(2011年5月31日)までのところ、以下のような共済金申請状況となりましたので御報告申し上げます。

【学生総合共済(生命共済)申請状況(5/31現在)】

学生本人の死亡保障	9大学	11名	1名あたり200万円支払い(GF型の場合)
扶養者の事故死亡保障	21大学	35名	卒業予定年まで毎月10万円支払い
父母・扶養者の死亡お見舞金(特約)	18大学	25名	1名あたり10万円支払い
本人のケガに対する保障	10大学	13名	

今回は地震・津波による災害であり、学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)などのこども総合保険を含めて一般的な傷害保険では、天災危険担保特約が付帯されていない限り保険金は受け取れません。大学生協の共済(生命共済)の優れた面が期せずして示されました。

当然のことながら、共済は加入者への給付を目的としております。しかし、今回のような大震災にあつては、もう一歩進んだ活動も必要と考え、全国大学生生活協同組合連合会(全国大学生協連)と協同して、たとえば大学生協の共済に加入していなくても、被災者には“お見舞金”を支払うことといたしました。その実績は、これまでのところ以下のとおりです。また御覧のとおり、電話による無料健康相談ダイヤル(24時間利用可能)も行っております。

【主な取り組みの数値(5/31現在)】

震災によって父母を亡くされた学生へのお見舞金 (学生1名に対して3万円支払い：4/11～)	30大学	74名申請
震災によって自宅・実家が全壊した学生へのお見舞金 (学生1名に対して3万円支払い：5/16～)	32大学	361名申請
被災された学生のための無料健康相談ダイヤル利用 (24時間利用可能：4/11～)	137名 (メンタル相談84名、健康相談36名、その他17名)	

大学生協の共済事業は法律に基づき分離され、2010年10月1日に全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連)が発足いたしました。

現在、64万人の加入者を擁し、学生生活の安全と安心を守るべく活動しております。

今後とも、学長および学生担当副学長はじめ大学関係の皆様のご御理解と御支援をいただきたいと思います。

学生の主体的な取り組み

学生組合員によるさまざまな主体的な取り組みが進んでいます。代表的な取り組みは、大学生協ごとの募金活動と被災地でのボランティア活動です。いずれも震災発生直後から全国約1万人の学生委員が中心となって対応を開始しました。全国大学生協連では、いち早く全国対策本部を設置して、3月14日にはホームページ（HP）掲載の「学生委員会情報News」（号外1号）で現地の様子と全国大学生協連の対応を報告しました。以降、5月23日までに号外は16号まで発行されています。

大学生協では震災発生直後より、学生組合員が主体的に募金活動を始めています。具体的には、学内や街頭での呼びかけ、食堂で募金を含む特別メニューを企画するなど、さまざまな工夫を凝らしています。集まった募金は5月31日現在、約3,000万円を超えており、「被災学生の学業継続支援募金」として、2つのお見舞金（5ページ参照）に有効に活用させていただくことになっています。

3月15日には全国対策本部から派遣した先遣隊が現地（東北地域の対策本部・仙台）に到着し、被災地の各大学生協が主に学内で必要とする支援物資の選別・調達などを行いました。被災当初はボランティアに関する情報が錯綜していましたが、事前に自治体の災害ボランティアセンターなどを訪問して、正確な情報を収集・整理し、的確な発信を行ないながら、大学生協のボランティア活動につなげていきました。

大学生協のボランティア活動は、4月18日から5月8日まで、1サイクル4泊5日を5チームで実施し、首都圏を中心に全国各地から学生組合員が参加し、約250人（延べ約1000人）による本格的な活動となりました。活動の場所は、事前の情報収集や調査により、七ヶ浜町と東松島市の2カ所に決まりました。

七ヶ浜町では、避難所での活動が中心で、物資の搬入・配給、食事の提供、ボランティアセンターでの資材管理や広報などの役割を担いました。広範な津波被害を被った東松島市では、約70軒で、がれきや泥の撤去などの手伝いを行いました。

大学生協ボランティアセンターでは、ボランティア活動開始前に、参加する学生に対して被災者とかかわる心構えなどの事前研修を行っています。ボランティアが現地入りしてからは、毎日の活動内容を共有して翌日に活かすためのミーティングを行なうとともに、ボランティア自身の心のケアにも配慮しています。5月21・22日からは、土日を中心に活動する週末ボランティアを開始しており、今後も継続の予定です。

全国大学生協連（全国対策本部）から現地へ派遣され、3月15日から5月10日まで現地で指揮を執った同連合会理事の小島憂也副学生委員長は、「町の状況に応じた支援が必要と痛感しました。がれきや泥の撤去は体力が必要な作業で負担が大きく、高齢者が多い地域は一層大変だと感じました。今回の活動の中で、お年寄り子どもたちが触れ合えるきっかけを提供できたことや、ボランティア活動に参加した多くの学生にとって貴重な体験の機会を提供できたことも良かったと思います。現地の皆さんの前向きな姿も印象的です。」といった感想を述べています。

実際に被災地でボランティア活動に参加された学生組合員からは、「たくさんの方の問題にぶつかり、解決策をチームで話し合いながら、ボランティア運営にかかわれたことは、貴重な経験です。このような機会を提供して下さった大学生協の方々、本当にありがとうございました。」「実際に現地の方が何を必要

としているのかを肌で感じる事ができました。」「地元の方と話す機会があったのですが、笑顔で話す姿を見て一步一步復興に向かっていくのを感じました。」など多くの体験談が寄せられています。

大学生協では、ボランティアに参加されたすべての学生組合員が、大学生協ボランティアでの経験を将来の自分自身の学びと成長に活かしていただけたものと強く確信しております。



保険毎日新聞でも紹介 4月13日(水)

保険毎日新聞 (第16528号) (昭和21年4月23日 第3種郵便物認可)

大東 全国大学生協連
震日 大学生協共済連
災本 大学生協保険サービス



日 刊(土曜 日曜 祝日休刊)
定価1カ月4,000円(送料+税込み)
発行所
保険毎日新聞社
東京都千代田区若本1丁目4番7号
〒101-0032
電話 03(3865)1401(代表)
振替 00140-6-70860
©保険毎日新聞社

グループで被災者を支援

全国約1万人の学生委員中心に迅速対応

全国大学生協連(連合会)は、東日本大震災発生後から全国約1万人の学生委員を中心として対応を開始し、いち早く全国対策本部を設置し、ホームページ(HP)では3月14日に「学生委員会情報News」の号外1号で現地の様子や全国大学生協連の対応を速報。すでに号外は8号まで発行(4月6日現在)している。募金活動も開始したほか、3月15日には先遣隊が現地へ到着し、情報収集を開始しており、今後の学生ボランティア活動へつなげいく。また、全国大学生協連が募集するボランティア活動参加者に対しては、天災危険負担付き傷害保険への加入も併せて準備している。全国大学生協連では、被災者専用の「被災された学生のための健康相談ダイヤル」も4月1日に開設した。

全国大学生協連は、加盟の大学生協(国公立)に対して被災者支援募金を呼びかけており、合弁協などに未定額とした募金活動を開始。物資支援を開始し失学や生活費の不足を心配する学生に、一部から局地的募金で支援する。また、被災地での生活や募金活動の検証、遠くから被災地へ物資の調達の準備も進んでいる。

送られた募金の額は4月7日現在で2,000万円を超えており、現在は被災地の学生に向けた募金活動も必要としている。集まった募金は、「学生委員会情報News」で、現地の様子や募金活動の検証、遠くから被災地へ物資の調達の準備も進んでいる。

被災地域の大学生協の取り組み

東北地域には16の大学生協があり、特に震災の影響が大きかった岩手県・宮城県・福島県には12の大学生協があります(岩手大、岩手県立大、盛岡大、尚絅学院大、東北学院大、東北工業大、東北大、みやぎインターカレッジコープ*、宮城学院大、宮城教育大、宮城大、福島大)。これらの大学生協の多くが、大学に協力しながら、被災した学生へのさまざまな取り組みを進めました。

*キャンパス内に生協がない宮城県内の大学の学生・院生が加入する生協

震災当日は、広範囲で、電気・ガス・水道などのライフラインが不通となり、電車・バスなどの交通網がほぼ全面的にストップしました。多数の学生が帰宅できずに大学に避難することになりましたが、多くの大学生協が大学と連携して支援活動を行ないました。

以下はその一例です。

F大学生協では、帰宅できない学生のために食堂ホールにて食料や飲料などを提供しました。

M大学生協では、食料や使い捨てカイロ、電池などを提供しました。震災の翌日には食堂にて炊き出し(プロパンガスでの対応)を開始し、多くの方に喜んでいただきました。

T大学生協では、5キャンパスで食料と飲料の提供、炊き出しを行ないました。

G大学生協では、津波被害を受けて転居を余儀なくされた自宅外生の住まいの相談に対応しました。

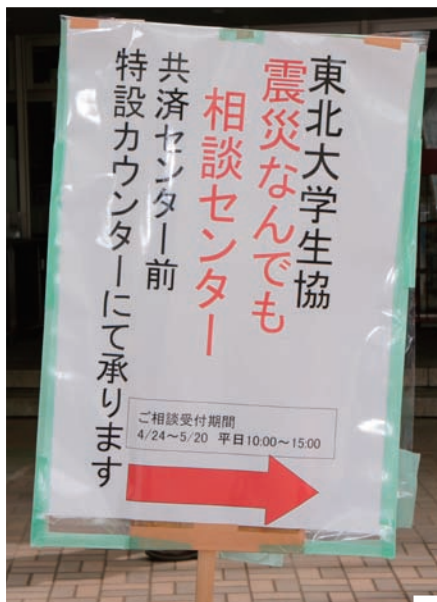
大学の施設が地域の方の避難所となったところでは、大学生協も協力し、食料や飲料を提供しました。

学内に「震災なんでも相談センター」を開設して、学生をサポートした大学生協もあります。(写真参照)

被災地域の大学生協では、震災直後の緊急対応が落ち着いた段階で、キャンパス内の組合員が一日でも早く通常の生活に戻るよう、店舗や食堂の営業再開を最優先して取り組みました。

また、被災地や首都圏の多くの大学において、卒業式や入学式の中止、授業開始の延期などを余儀なくされましたが、“このような時だからこそ”新入生歓迎の取り組みが重要であると考え、先輩学生が中心となって、「保護者説明会」、「生協オリエンテーション」、「ティーパーティ」などを開催しました。

4月～5月には、学生の被災状況が次第に判明する中、全国大学生協連では被災学生の学業継続を応援する2つのお見舞金制度をつくりました。全国の大学生協では、それぞれのご協力をいただきながら、“知らせる”活動をすすめております。(5ページ参照)。



大学内に設置された「震災なんでも相談センター」



大学生協の2つのお見舞金制度と 健康相談ダイヤル

全国大学生協連では、学生たちの学業継続を願って、震災によって「父母を亡くされた学生」と「自宅・実家が全壊した学生」を対象に2つのお見舞金制度を創設しています。あわせて、被災された学生専用の「健康相談ダイヤル」(通話料無料・24時間対応)を開設して、被災学生やそのご家族にご利用いただける環境を整えています。

震災によって父母を亡くされた 学生へのお見舞金

東日本大震災(長野・新潟等での被害を含む)によって、父母・扶養者(主たる生計維持者であったとき)が2011年6月10日までに亡くなられるか行方不明になった学生組合員1人に対し、3万円をおくる制度です。

震災によって自宅・実家が 全壊した学生へのお見舞金

東日本大震災(長野・新潟等での被害を含む)によって、自宅・実家(主たる生計維持者の住居)が全壊した学生組合員1人に対し、3万円をおくる制度です(被災地の大学生協からの強い要望により誕生しました)。

上記の大学生協の2つのお見舞金制度は、“この苦難を乗り越えて学業を継続してほしい”という全国の方々の強い願いを形にしたもので、大学生協組合員をはじめ、広く一般の皆様から寄せられた「被災学生の学業継続支援募金」を財源にしています。大学生協では、それぞれのお見舞金を一人ひとりに確実にお届けするために、本制度を学生にお知らせする活動へのご

協力を大学関係の皆様にもお願いしております。

実際にお見舞金を受け取った学生組合員からは、「感謝の気持ちでいっぱいです」「善意を無駄にしないよう故郷の復興に力を注ぎたい」「これまで以上に学業に励みたい」など多くの声が寄せられています。

被災された学生のための 健康相談ダイヤル

全国大学生協連では、被災した学生やご家族が24時間、電話相談(無料)できる被災者専用の「被災された学生のための健康相談ダイヤル」を設置しています。

“からだの健康相談”には臨床経験3年以上の正看護師、助産師、保健師等の医療識者が1回15分程度で、“メンタルヘルス相談”には臨床心理士、精神保健福祉士等の心理カウンセラーが1回30分以内で、それぞれの対応をしています。

父母・扶養者の死亡、住居や書類などの流失、原発にかかわる心配などの相談が数多く寄せられ、約7割はこころの悩みであるとの報告を受けております。「被災された学生のための健康相談ダイヤル」については、全国大学生協連・大学生協共済連・被災地域などの各大学生協ホームページで紹介されているほか、文部科学省の「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」にも支援活動として登録されております。学生とその家族の利用が可能です。当初は6月30日までの予定でスタートしましたが、延長も検討しております。(2011年5月31日現在)

東日本大震災を受けて、大学生協ではすでにお見舞金を速す取り組みが行われております。これを行う中でご両親が亡くなる、あるいは実家が津波などで全壊しこのままだと学業を継続できず進学せざるを得ないかもしれないという相談を多数受けています。大学生協では、進学せざるを得ない方を一人でも減らすため、まず被災学生にお見舞金をお渡しすることを決めました。組合員のみならずの力がまだまだ必要になります。みなさんと同じように大学生活を送りたい組合員のために、少しでも多くの募金をお願いします！

組合員のみなさまへ

被災学生の 学業継続支援募金に ご協力ください。

全国の大学生協の組合員・その家族からの気持ちです。

この募金は以下のように使われます。

ご父母(父母以外の方が主たる生計維持者であるときはその方も)が震災により亡くなった方(学生組合員)に、お一人3万円をおくります

主たる生計維持者の方がお住まいだった家が全壊した方(学生組合員)に、お一人3万円をおくります

の支援のために使われています。

学生生活無料健康相談テレホン

健康面、メンタル面での悩みは、電話で専門家に相談いただけます。

からだの健康相談1回15分程度

看護師、保健師、栄養士、医師などの専門家が、ご相談にお答えします。

メンタルヘルス相談1回30分以内

臨床心理士などのカウンセラーが、心の悩みを受け止めます。

24時間
相談無料



☎0120-556-765 携帯電話からもご利用できます

全国大学生協連 協同組合連合会 UNIV. CO-OP

共済金の支払い・特別措置

大学生協の学生総合共済(生命共済)では、地震・津波によるケガも通常の事故と同じ基準で保障されます。大学生協共済連では、東日本大震災発生直後より、ポスターやホームページなどで“保障できること”をお知らせすると同時に、共済金申請書類の簡略化・共済金支払いの迅速化を図りました。

また、被災された加入者の掛金払込みや継続手続きに猶予期間を設けるなどの特別措置を実施しています。

大学生協共済連では、「青森県八戸市から茨城県北茨城市までの沿岸部に扶養者(生計維持者)の住所がある生命共済の加入者は約8500人、被災地域に居住する学生組合員は約1万7000~1万8000人」と推定しています。

学生総合共済(生命共済)は、地震・津波を原因とするケガも通常の事故として保障します。また、扶養者事故死亡特約(扶養者が事故で亡くなられた場合、卒業予定年の満期日まで毎月10万円の支払い)や父母・扶養者死亡特約(原因を問わず10万円の支払い)も同様に保障します。なお、自宅外生が加入する「火災共済」は、地震・津波による損害は保障対象外です。

共済証書などが手元になく、契約内容の確認ができないときは、共済サポートダイヤルまたは共済ホームページへの連絡を

呼びかけています。

また、被災された学生については、掛金の払込み、口座引き落とし、加入申込書の提出などに特別措置を設けています。

具体的には、大学院進学などで契約を継続される場合の手続き期間の延長、既加入者の口座振替不能や新入生の加入申込書・掛金の払込み遅延に対する猶予期間の設定などです。

被災された加入者からは、「震災で近くの金融機関がなくなって掛金が払い込めない」「被災で何もかもなくしたので継続申込書の再発行をお願いしたい」「被災のため掛金引き落とし口座に入金できないので残高が足りなくなってしまうかもしれない」などの多数の問い合わせが入っており、特別措置による対応をすすめています。

東日本大震災に関する生命共済金の支払状況 (2011年5月31日現在)

	分類	件数	金額	
本人	病氣入院	1件	20,000円	
	病氣手術	0件		
	事故入院	0件		
	事故手術	0件		
	事故通院・固定具使用	5件	62,000円	
	後遺障害	0件		
	本人死亡	6件	9,600,000円	
	小計	12件	9,682,000円	
	父母・扶養者	扶養者事故死亡特約	27件	48,126,416円
		父母・扶養者死亡特約	41件	4,100,000円
小計		68件	52,226,416円	
合計		80件	61,908,416円	

(全国大学生協共済生活協同組合連合会作成)

このたびの「東日本大震災」にて、被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。
大学生協共済連では、一日も早くこれまでの生活が再開できますよう、みなさまを全力で応援していきます。

学生総合共済 生命共済 地震災害による以下の場合、共済金をお支払いいたします。

① 落下物や飛来物、転倒等によるケガで入院・通院をされた場合

- 入院と通院の合計日数が5日以上の場合は、1日目から保障の対象になります。
- 入院は病氣の場合も含めて1日目から保障の対象になります。

② 父母・扶養者の方が亡くなられた場合

- 扶養者が事故で亡くなられた場合～卒業予定年の満期日まで毎月10万円
- 父母・扶養者が亡くなられた場合～お見舞金として10万円

■お問い合わせは、大学の生協窓口か 大学生協共済サポートダイヤル **0120-335-770**

受付時間 月～金 9:40～17:30 土 9:40～13:00

契約の継続に伴う払込み、口座引き落としの猶予期間について

被災された方で、
① 卒業後進学などで引き続き在学され、契約を継続される方 → 9月29日(木)までの猶予期間を設けました。
② 自動継続手続きの口座引き落とし猶予期間について → 契約満了日より6ヶ月の払込猶予期間があります。

学生生活無料健康相談テレホン

健康面、メンタル面での悩みは、電話で専門家に相談いただけます。

からだの健康相談 1回15分程度
看護師、保健師、栄養士、医師などの専門家が、ご相談にお答えします。

メンタルヘルス相談 1回30分以内
臨床心理士などのカウンセラーが、心の悩みを受け止めます。

0120-888-110 携帯電話からもご利用できます

被災学生の学業継続支援募金にご協力ください

全国大学生協連では、東日本大震災で被災した学生達の学業継続の一端として、以下2つのお募金を募ることを目的とした募金に取り組んでいます。

1. 父母(扶養者以外の方が主たる生計維持者であるとはその方が震災により亡くなった方(学生組合員)に、お一人1万円を募ります
2. 主たる生計維持者の方がお住まいだった家が全壊した方(学生組合員)に、お一人1万円を募ります

この使途で必要額を上回る募金が寄せられたら、被災学生または被災者の支援のために使われます。

ご協力いただける方は、各大学生協(大学生協連)に加盟している大学生協にお申しいただくか、または以下の窓口にお申し込みください。

口座名義：大学生協震災支援募金
口座番号：りそな銀行新橋心豊庫 普通3867738
※お申し込みの際は必ず「被災学生支援募金」と明記しお申し込みください。
振替の届出は「被災学生支援募金」の欄に記入してください。

詳しくは、全国大学生協連ホームページまで <http://www.univcoop.or.jp/>

UNIV CO-OP 全国大学生協共済生活協同組合連合会

詳しくは、**全国大学生協連ホームページ** <http://www.univcoop.or.jp/>



たすけあいの輪を広げる学生総合共済

全国で約64万人の組合員が加入しています。
日常生活やキャンパス生活での、もしも(病気やケガ)のときのための
たすけあいの制度です。

学生総合共済は、「学生どうしのたすけあいで学生生活を守る」という考えのもと、
1981年の発足以来、保障内容の充実と掛金の見直しを行ない、より学生生活に即した制度に充実させてきました。
学生総合共済の掛金は、全国の学生たちの「もしものとき」にお見舞金として給付され活用されています。

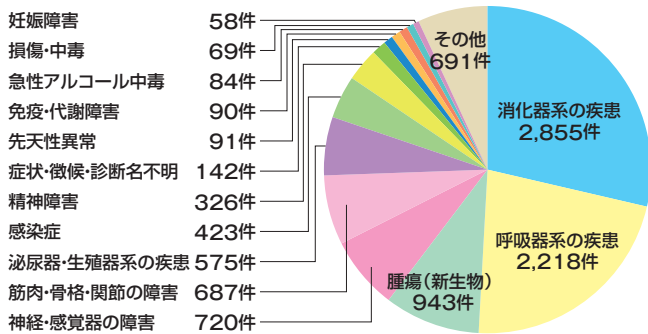


(2009年10月~2010年9月)

1年間で30,545件、約23億6,000万円の支払い実績

病気や事故、扶養者の死亡などで体も心も傷ついた全国の仲間へ、お見舞金とともにたすけあいの気持ちがおくられました。

病気による入院・手術の支払い件数 9,972件



2010年度に多かった病気 TOP15

1位 気胸	6位 急性扁桃炎	11位 裂肛および痔瘻
2位 急性虫垂炎	7位 不正咬合、歯、あご、顔面の異常	12位 網膜剥離及び欠損
3位 胃腸炎	8位 双極性障害	13位 肺炎
4位 歯の発育および萌出異常	9位 椎間板障害	14位 腸の血行不全
5位 伝染性単核球症	10位 慢性扁桃炎	15位 急性アルコール中毒

事故による入院・通院・手術の支払い件数 18,064件

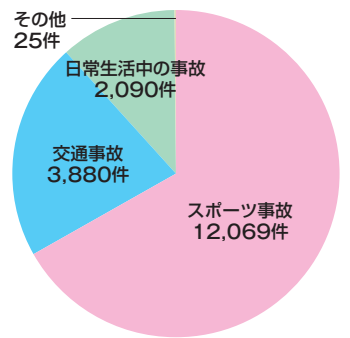
(入院2,475件、通院13,420件、手術2,169件)

交通事故 TOP5

1位 自転車(搭乗中)	1,258
2位 原動機付自転車(運転中)	1,007
3位 自動二輪車(運転中)	935
4位 自動車(運転中)	356
5位 自動車(同乗中)	198

日常生活の事故 TOP5

1位 アルバイト中の事故	185
2位 通学中の事故	156
3位 実験中の事故	137
4位 料理中の事故	127
5位 国内旅行中の事故	51



スポーツ事故 TOP5

1位 サッカー・フットサル	2,167
2位 アメリカンフットボール	1,632
3位 バasketボール	1,353
4位 ラグビー	1,306
5位 スノーボード	590

学生総合共済の紹介 学生総合共済の特長

生命共済

- 入院は、病気でも事故でも1日目から200日目まで保障
- 死亡よりも入院・通院・後遺障害への保障を充実
- 扶養者が事故で亡くなられた場合、卒業予定年の満期日まで毎月10万円の共済金の支払で学生生活を支えます



火災共済

- アパート・寮など一人暮らしに必要な保障を提案
- 火災・水ぬれ・風水害や盗難など家財の保障
- 借家人賠償責任1,000万円まで保障



保障内容(全国統一のおすすめ型 GF型)	
病気入院保障 日額 1日目から200日まで保障	10,000円
事故入院保障 日額 1日目から200日まで保障	10,000円
事故通院保障 日額 入院あわせて5日以上の場合、1日目から90日まで保障します。	2,000円
固定具使用期間 2日 (入院を除いた固定期間2日を通院1日とみなします)	2,000円
手術保障 1回につき (検査・傷口縫合など対象にならないものもあります)	50,000円
事故による後遺障害保障 1級~14級について保障	600万円~ 12万円
病気による後遺障害保障 1級~3級の重度障害について保障	600万円~540万円
本人の病気・事故の死亡	200万円
本人のその他の死亡	100万円
扶養者事故死亡特約 (扶養者が事故で亡くなられた場合)	卒業予定年の満期日まで 毎月10万円
父母扶養者死亡特約 (父母・扶養者の方が亡くなられた場合)	10万円

保障内容(KT型)	
借家人賠償責任保障 加入者の過失により火災や給排水設備からの水ぬれ事故を起こし、法律上の損害賠償額が発生し大家(貸主)から請求された場合に保障	1,000万円まで (5,000円は自己負担)
家財の保障 風水害・火災・落物などで加入者の家財が損害を受けた場合に保障 ※修理可能なものは修理費用を保障	200万円まで (自己負担はなし)
臨時費用 家財が全焼・全壊のとき臨時費用としてお支払い	10万円
盗難家財保障 借用戸室の家財が盗まれたり、壊されたり、汚されたときに保障	30万円まで (自己負担はなし)
盗難現金保障 借用戸室の現金などが盗まれたときに保障	5万円まで (自己負担はなし)
盗難借用戸室修理費用保障 盗難で借用戸室の窓ガラスやカーテンを壊され、修理代を負担しなければならないときに保障	10万円まで (5,000円は自己負担)
1年間の掛金	2,000円

※各保障金には、お支払対象とならない場合があります。
※ご検討の際は、かならず「募集パンフレット」と「約款」「重要事項説明書」をお読みください。
※記載内容は平成23年3月時点の概要です。

「東日本大震災」への大学生協の活動について（中間報告）

発行日 2011年6月1日
発行 全国大学生協同組合連合会
全国大学生協共済生活協同組合連合会
発行人 小野寺 正純
編集 編集事務局
東京都杉並区高円寺南 1-12-4
大学生協高円寺会館
電話 (03) 5307-1166